

土海第955号
平成30年12月21日

沖縄防衛局

局長 中嶋 浩一郎 殿

沖縄県知事 玉城 康裕

普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の即時中止について

本県は、平成30年12月12日付け土海第917号（以下「本件行政指導」という。）により、国土交通大臣が平成30年10月30日付け国水政第44号により行った普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）に係る公有水面埋立承認の取消処分についての執行停止決定（以下「本件執行停止決定」という。）が違法無効であることを具体的な理由をもって示した上で、貴局が進めている工事が違法なものであることを指摘し、土砂を投入することは絶対に許されないとして、直ちに、工事を中止するよう強く求めたところである。

しかしながら、貴局は本件行政指導に一切従わず、12月14日に土砂投入を強行したことは決して許されるものではない。

また、貴局は、土砂投入を強行した後、「普天間飛行場代替施設建設事業における埋立用材（岩ズリ）に使用される性状等について」と題する事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）を本県土木建築部海岸防災課長あてに提出したが、本件事務連絡において示された土砂の性状検査結果を見ると、2年半以上も前の古い検査結果が散見されるほか、実際に投入された土砂は明らかに粘土分を含むと見受けられるにもかかわらず、当該検査結果では粘土分をほとんど含まないものとされるなど、検査対象となった土砂の性状が、既に投入された土砂と同一のものであるかにつき重大な疑義が生じているところである。

貴局は、本件事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま工事を続行しているものであるが、仮に本件執行停止決定が違法ではない場合であっても、性状の確認及び有害物質の有無の確認ができない土砂を投入することは、断じて許されるものではない。

よって、土砂の投入を即刻中止するとともに、既に投入された土砂を速やかに撤去するよう、指導する。

併せて、貴局において改めて、今般投入された土砂の性状試験を行い、投入した土砂による環境影響の有無に係る調査を実施するよう求めるとともに、本県としても、投入された土砂の性状等を確認する必要があることから、土砂を投入した区域における県の立入調査及び性状試験用の土砂の提供に応じるよう求める。